

西宮市男女共同参画推進委員会

平成28年度 第2回会議録

平成28年11月2日(水)

午前10時00分～午後12時00分

於 男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室

●出席者

(委員) 高田 昌代、牧里 每治、井上 はねこ、西尾 亜希子、志賀 俊彦、
原田 孝一、溝越 和子、折口 恵子、山下 素子

(事務局) 市民局長 中尾 敬一

人権推進部長 保城 勝則

男女共同参画推進課 課長 森山 毅

係長 藤井 有紀

副主査 松井 裕行

主事 樽谷 梓

●傍聴者 なし

●会議次第

1 開 会

2 議 題

(1) 協議事項

・男女共同参画プラン推進状況・評価報告書(案)について

(2) その他

・男女共同参画の今後の取組の方向性について

・委員の改選予定について

3 閉 会

(配布資料)

・男女共同参画プラン推進状況・評価報告書(案)・・・資料1

・男女共同参画の今後の取組の方向性について・・・資料2

(1) 協議事項：男女共同参画プラン推進状況・評価報告書（案）について

○事務局【 説 明 】

○委員

ケータイ・スマホを使った広報・宣伝活動について質問です。就労している方に対してどういう広報を行っているのか知りたいと考えています。平日夜間や土日に講座開催していても、情報が届かないと講座に参加することができないですね。

○事務局

今までは、SNSは活用しておりませんでした。以前の推進委員会で委員の皆様からもご意見を頂いていたこともあり、今年度から市の公式Facebookを活用して広報しています。ただ、今のところ「Facebookをみて講座に申し込んだ」という方の実績はわかりません。

○委員

携帯端末すら持っていない方にもいかに広報するか、ということも考える必要があると思います。

○委員長

委員の方から質問形式でコメントをもらっている分に関しては、語尾などの表現を修正して、評価コメント欄や今後の方向性に入れて頂ければと思います。

○委員

質問事項の中で、スーツの貸出をやっていると記載されています。これは企業からの寄付なのでしょうか。神奈川県だと、「アオキ」から寄贈を受けたと公開しています。

○事務局

物品の調達方法を確認してご報告いたします。

○委員

就職の面接の際は、なぜスーツでないといけなんでしょうか。

○事務局

特に規定があるわけではありません。社会の常識というような感覚で、着ているのだと思います。

○委員

学生も複数の企業を回るのので、その中で最大公約数というか、一般的な服装で受けるのが通例です。また、再就職においても今までの企業でスーツを着ていて着慣れていることから、そうしているのではないのでしょうか。

○委員

キャリアカウンセラーといわれる人が、新卒の時に就職活動で着たスーツは形が古いし、ボタンの位置や襟の形がだめだと指摘していました。商売に傾いているとしか思えません。

○委員長

アパレル業界であればそこも気を遣う必要があるかもしれません。キャリアカウンセラーの資質向上が必要だということですね。

○委員長

勤労会館の2階でスーツの貸し出しや面接の受け方、履歴書の書き方などの指導をしているとのことですが、この取組はいつから始まって、どのぐらいの方が利用されていますか。

○事務局

勤労会館の1階は、労政課所管の若者サポートステーションで、平成25年度から事業が始まっています。勤労会館の2階は、厚生第1課所管の「ソーシャルスポット西宮よりせい」となっており、平成27年度から事業開始となっています。

○委員

勤労会館だけではなく、ほかの場所でもスーツの貸し出しを行っているのですか。

○事務局

スーツの貸し出しを行っているのは勤労会館のソーシャルスポット西宮よりせいだけです。スーツの貸し出しは就職試験に合格するためのサポートの一つです。

○委員

若い人たちが勤労会館に来て、就職支援を受けている様子を興味をもって見ていました。

○委員

アメリカの **dress for America** という NGO は、ホームレスにスーツや洋服を提供する活動から始まりました。その後、面接対策や履歴書作成の支援もするようになり、今は女性の就労支援のシステムもあり、就職後の定着フォローなどもしているそうです。

○委員

婦人保護施設等では、子どもの服も含めて洋服を支給しています。就労支援だけではなく、貧困に対する支援の一つにもなると思います。行政の対応として、勤労の軸に入っていて、男女共同参画の女性の貧困の軸に入っていない可能性があります。働く人だけの話ではありません。西宮全体としてどう考えるか。NPO やいろいろなところが協力、連携できるといいと思います。

○事務局

貧困問題については、特定の担当課ではなく横断的に対応することが必要だと考えています。

○委員

生活が軌道に乗っていない人が多く、再就職してもすぐに辞めてしまうと聞きます。尼崎のとあるNPO法人では、清潔ですぐに使用できる物品の寄付をスーツに限らず靴なども受け付けているそうです。そういった団体と連携できると、必ずしも市の予算を注ぎ込まなくても、できることがたくさんあると思います。再就職支援は人件費がかかるので難しいと思いますが、どのような予算枠で、どのような支援をしているのか調べてください。

○委員長

53ページ、DVの自立支援の事業の「今後の方向性」に今お話した内容や質問の答えを入れると良いと思います。

○事務局

いただいたご意見は、評価のポイントとして適宜入れていきます。

○委員長

多くのDV被害者は心身ともに障害を受けています。自尊感情が低いため仕事が続かないということも聞きます。これは今後の方向性と絡むと思います。DVと男女共同参画は同じことを書いてもいいのでしょうか。

○事務局

同じ事を書いてもかまいません。

○委員長

DVの場合の安全確保、相談について。日本語が話せない外国の方の相談体制、一時保護はどうなっていますか。

○委員

国際交流センターに通訳を派遣してもらっていますか。

○事務局

通訳の方はすぐに来てくれるわけではありません。日本語の話せない方が相談に来られたら、数カ国語で書かれたリーフレットをお渡しするだけとなっています。すぐにコミュニケーションが取れる状況ではありません。

○委員長

男女プランの質問に対する回答の中に「日本語については、ひらがなや平易な文章を用いた「やさしい日本語」も公開しております」とありますが、ホームページで公開しているのですか。

○事務局

はい。ホームページで公開しています。

○委員長

今後の方向性のところに、対応する人が「やさしい日本語を話す」とありますが、間違った外国語を話すよりは、平易な日本語を話してくれたほうが分かりやすいという話を聞いたことがあります。相談担当者がやさしい日本語を学ぶことが重要だと思います。

○事務局

やさしい日本語のほうが、相談を受ける人にとって分かりやすいということを、DVプランの基本目標Ⅰ、相談機能の充実の今後の方向性を書き加えます。通訳に頼らず、その場で対応できるようにするのはこれまでなかった視点です。とてもいいと思いますので、あらゆる部署で取り入れられたらいいと思います。

○委員

やさしい日本語を学ぶ所はありますか。

○委員長

いくつかポイントを押さえると、やさしい日本語を話せるようになるとのことです。

○委員

あるアジアからの留学生に対して困っていることは何かとヒアリングをしたところ、日本語の熟語が分からないと言っていました。そこから考えると、やさしい日本語を話すことはできると思います。

○委員

そういうことを大学で研究してもらったらどうでしょうか。

○委員

災害時において、必要最小限の言葉で伝える研究が進んでいると聞きます。

○委員長

長田区は10カ国語で災害時のアナウンスをしていると聞きました。

○委員

10ページが一番下、【13203 外国人 인권啓発事業の実施】について。これまで啓発冊子が『カッチハチャ』という題で出されていたのが、国際多文化共生を意味する横文字のタイトルに変更されました。ヘイトスピーチで心に傷を負っている子どもたちが多い中、傷ついた子どもたちに対応できるのか心配です。

○事務局

『カッチハチャ』のタイトル変更については、確認してご報告します。

○委員

外国籍の方といっても定住されている方ですから、意味が違いますね。

○委員長

14ページの今後の方向性、男女混合名簿にかかる記載について。男女混合名簿を使うかどうかの判断は学校にゆだねられており、市は関与できないとも読めます。男女共同参画意識を高めるためには、学校に働きかける事が重要です。組織に重点を置いた書きぶりになっているように思います。

○事務局

男女混合名簿については、議会でも何度か取り上げられています。教育長がこれまでの答弁で話されたことが市の意思表示として出されていますが、男女共同参画という観点によるものだけではないと思いますので、引き続き検討課題としてとらえております。

○委員長

検討課題ではありますが、方向性ですから具体的な行動を書く必要があると思います。

○事務局

教育委員会でも男女混合名簿についての方向性が統一されておらず、このような表現になっています。今後どうすべきかという関わりについては微妙な問題があります。目的によって違うので、一律にはできないと思います。

○委員長

各学校に委ねられているのであれば、各学校に直接アプローチする方法もあります。次世代を担う子どもたちが男女共同参画の視点を持つことが大事なのに、男女別名簿になっていることによって逆の視点がすり込まれていくのをみすみす見逃していいのかということだと思います。

○委員

学校によって男女混合名簿だったり、男女別名簿だったりするのですか。

○委員

某市の中学校では、2校の校長先生が混合名簿に反対されていましたが、市民委員の方が、それはおかしいと声をあげたのがきっかけとなって、すぐに変わったと聞きました。教育委員会の方や校長先生に男女共同参画委員会のメンバーになっていただき、なぜ男女混合名簿が問題なのかということを知っていただかないと実感がわかないのではないかと思います。名簿だけの話ではなく、日々の学校生活でも「男はこうだ」「女はこうだ」という言動も放置されていることが推察されます。西宮市は文教住宅都市と謳っているにも関わらず、この問題が放置されています。名簿の問題は一つの学校習慣の問題に

とどまらず、その背景に大きな問題が隠れていると思います。

○委員

14ページ、今後の方向性の3つ目について。私も以前から「婦人」という名称を「女性」に変えてはどうかと提言していますが、婦人会の方々自身がまったく問題意識を持っていません。いまだに意識が変わっていないことが問題だと感じています。

○委員

学校も男女共同参画の視点を取り入れたり、多目的トイレを設置したりするなどしてセクシャルマイノリティーに配慮するようになってきているとは思いますが。一方、40年前にすでに学校現場では男女混合名簿の問題が取り上げられていました。阪神間の中学校が男女混合名簿を取り入れたにもかかわらず、西宮の中学校だけが頑として動いていません。上甲子園中学校は入学式と卒業式は男女混合名簿を採用していると聞いていますが、それが精一杯なののでしょうか。

○委員長

子どもたちを男女別に扱うということは、性同一性障害を無視しているということになり、人権問題にもかかわってきます。性自認が違う子どもは大変苦しいと思います。問題があるのであれば改善することが教員のすべきことだと思います。

○事務局

男女混合名簿にしても支障がないことをもっと訴えていくべきです。この書き方では傍観者的な立場の書き方になっています。「男女共同参画の推進の観点からはたらきかけていきます」としたほうがいいと思います。

○委員長

この書き方は、教育委員会の考え方を尊重していると受け取れます。男女共同参画の立場を推す必要があると思います。

○事務局

学校サイドからの説明となっているので、男女共同参画を推進する立場からの説明に書き直します。

○委員

議会でも教育委員会からの答弁があったとのことですが、直近の答弁が今回の資料に反映されているのでしょうか。その内容を教えてください。

○委員

教育の自由権みたいなものがあるため、文部科学省も各学校の姿勢を尊重せざるを得ず、踏み込んだ指導ができないのだらうと思います。また、市長部局が教育委員会に対してもの申すと取られては困るという流れの中でこの問題があるような気がします。例えば、男女共同参画推進委員会で、この問題に

ついて議論しましょうと校長先生に声をかけてはどうでしょうか。行政干渉だと言われるか、そこが難しいとは思いますが。

○事務局

学校に対して男女共同参画の視点からはたらきかけする余地は十分あると思います。

○委員

男女別名簿にする理由は何ですか。以前、男女混合名簿は身体検査の際に不便だからという話を聞いたことはありますが、今はパソコンがありますので名簿管理も以前ほど大変ではないと思います。

○委員長

今後の方向性のところに、「男女別名簿にする理由を聞く」ということを載せてもいいと思います。

書き方については、男女別名簿は次世代の子どもたちの男女共同参画意識の弊害になる可能性が高い、としてはどうでしょうか。

○委員

受験の際、高等学校に提出する成績一覧が男女別名簿だというのが、西宮市が男女別名簿を採用する理由でした。しかし、今はパソコンで簡単に名簿管理ができます。全国的にみても男女混合名簿を採用するところが多いのに、なぜ西宮市は頑として動かないのか疑問です。

以前、ある中学校の女子生徒の運動着が PTA 協議会の意見を受けて、一気に変わりました。PTA が発言すれば学校も動くとは思いますが、問題なのは PTA 協議会が男女別名簿を問題視していないことです。

○委員

少しでも問題意識を持つ方がいれば発言されるとは思いましたが。

○委員長

男女別名簿の問題を知らないのかもしれませんが。男女共同参画推進委員会の委員として PTA の方や教育委員会の方に入っていただくことは可能ですか。もしくは、違う形の委員会をつくるのか、関連グループ団体として西宮の男女混合名簿を考える会をつくってはいかがでしょう。委員会で男女共同参画の必要性を感じていただき、男女別名簿が問題であることに気付いていただくところから穴を開けていかないと難しいと思います。

○委員

校長先生や教育委員会の方と、男女共同参画推進委員会のメンバーが懇談、会議をすることはできませんか。

○委員長

シンポジウムをしてもいいかもしれません。

○事務局

次年度以降、解決すべき問題として取り上げます。特化したほうが議論も深まりますし、成果も見え
ると思います。

○委員長

では、今後の方向性の中にそういったことを盛り込んでください。

53ページ、6 子どもへの支援について。被害者の子どもの直接的支援は、「情報共有し、連係して
支援に努める」と書いてありますが、今、親子断絶防止法（案）が出されようとする動きがあり、DVで
あることを隠して離婚した人は、同意なしに子どもを連れ去られるという状況が起こります。子どもの
意志が無視され、子どもの権利が迫害される可能性も高い。それも考慮して、今後の方向性の中に、子
どものケアに関する支援として、面会交流については DV 被害者については慎重に対応するという文言
を入れてください。某市では、離婚の際には、養育費と面会交流をセットで紙に書かせることになって
いますし、それが全国的に広がる流れになっています。

○委員

国会で法案が通るのですか。

○委員長

そうです。DV の場合はその法律は適用されないのですが、証明が必要となります。それができない人
が山のようにいます。DV 被害者の場合の面会交流については、慎重な対応を行うということを盛り込ん
でいただきたいと思います。

○事務局

ただいまのご意見を参考に、今後の方向性に盛り込みます。

○委員

養育費を確実に払わせるためにこの法律をつくろうとしているのですか。

○委員長

そうではありません。養育費の支払いは義務です。厚生労働省の母子世帯等調査では、養育費を受け
取っている方が20パーセントと非常に低い。これは女性の貧困に関係しますし、市町村の財政にも影
響を与えます。DV の場合は養育費を払うから面会させろという話になりやすい状況があります。

○委員

今後、養育費が払える人に関しては給料から天引きになるようです。

○事務局

法律の趣旨は分かりますが、運用が非常に難しくなるので、自治体はしっかり対応策を考えておかな
いと大変なことになると思っています。

○委員

DV 被害者の子どもの心のケアをするのは婦人相談員ですか。

○事務局

売春防止法に基づき、「婦人相談員」という名称が使われていますので、そのような名称になっています。

○委員長

法律用語ですから仕方ないともいえます。

○委員

別名を付けて、婦人相談員をカッコ書きをして男女共同参画を意識していることを示してもいいと思います。

○委員長

ご検討ください。思いは可視化しないと分かってもらえません。

○委員

10 ページ【12206 老人クラブの運営助成】について。老人クラブという名称は問題ありませんか。老人と呼ばれることを嫌って老人クラブに入らないという方もいます。用語についての意見は出ていませんか。

○事務局

老人クラブは市がつけた名称ではなく、活動されている方々が自ら使っている名称です。一時期、シニアライフ協会に変更されたのですが、元に戻ったという経緯もあります。

○委員

何歳以上の方が対象ですか。

○事務局

おおむね60歳以上かと思いますが、はっきりとは分かりません。

○委員

「老人」という名称にしているのは助成の関係があるのではありませんか。通称と法律上の事業名を使い分けている自治体が多くあります。

○事務局

名称が何であれ、活動内容が要件を満たしていれば補助金の対象になります。

○委員

老人会ではなく「桜会」とか「やよい会」等の名前にしているところもあります。ただ、県は老人クラブ連合会、連合婦人会というように全く名称が変わっていません。県には男女共同参画の意識はないのでしょうか。

○事務局

実態としてはその名称を使っていない場合もたくさんあります。

○委員

老人クラブの会長は権限を持っています。議員の先生もあいさつに来ますし、場合によっては園遊会に呼ばれることもあります。勲章がもらえるから老人クラブの会長をやりたいという人もいます。市民の意識と政策として行っているものなど、いろいろなものがくっついているため、そう簡単にはいかないような気がします。

○事務局

老人クラブは、利権的な団体ではありません。スポーツをしたり、食事会をしたり、地域の老人のための地域団体です。

○委員

婦人会でも、若手が高齢の会長に引退を勧めても、自分のお葬式に市長に来てほしいからやめたくないと言う人もいます。

○委員長

名称が男女共同参画の観点で問題だとしたら、通称名を使ってはどうでしょうか。「婦人」という言葉を使うことに対して考えているのだということを前に出せたらいいと思います。何らかの形でアプローチをしていくということも今後の方向性としていいと思います。

では、事務局から男女共同参画の今後の取り組みの方向性と委員の改選予定について説明をお願いします。

(2) その他

- ・男女共同参画の今後の取り組みの方向性について
- ・委員の改選予定について

○事務局【 説 明 】

○委員

部屋が少なくなるということは、部屋が借りにくくなるということですか。

○事務局

著しいサービスの低下にならないよう、より使いやすくしていこうと考えています。

○委員

一般の方が借りる時の業務に時間が取られるようになるのではないのでしょうか。

○事務局

現在、男女共同参画課の職員は、事業の企画と現場の運営を同時にしています。男女共同参画推進に専念したいというのが正直なところですが、現場業務が整理できたら、担当職員も本当に必要な事に時間が使えると思います。

○委員

仮に貸館業務を手放すとしたら、どこがそれを請け負うのでしょうか。

○事務局

まだ具体的に決めてはいません。公民館がするなどいくつかの選択肢はあります。

○事務局

西宮市の公共施設の有効活用が課題となっており、市民局を中心とした検討会ができています。施設の稼働率、本来の目的などを全部整理した上で調整しようとしています。立地や建物の状況による違いを考えながら整理しています。地域課題をみて、子育ての施設を増やしたり、母子支援をしたり、高齢者の居場所づくりや男女共同参画の仕事をやりやすくするなど、市全体の資産の活用を考えています。

○委員

現在ウェブに登録している団体も「一般」という扱いになりますか。

○事務局

活動推進グループ以外の一般の貸館登録の方を指します。

○委員

西宮市内に行政が関係する教室や集会所は何か所ありますか。

○事務局

公民館、市民館、市民交流センター、勤労会館などを合わせても何百もないかもしれません。

○委員

交通の便が悪い所は利用率が低いと思いますが、そういった場所も含めてどのように運営していくかを議論しているのでしょうか。

○事務局

それも考えています。効率的に予約ができるようシステムの導入を考えていますが、市民館は地域住民が管理をしているので、パソコン等のシステムを導入できない所もあります。地域ごと、あるいは支所単位ぐらいで、市民の方のニーズに合わせて管理を考えていこうという方向です。

○委員長

次期男女共同参画プランの策定をスリム化していくということだったり、センターの運営のやり方を変えていくことですが、それをするにあたって皆さんからアイデアや気をつけてほしいことはありますか。

○委員

「コンサルティングを導入した効率的な策定作業を目指す」とありますが、コンサルティング会社の選定についてはどのようにお考えですか。

○事務局

プロポーザル方式、つまりどのような形で提案できるかを行政がチェックし、審査した上でやりたいことをディスカッションしながらくみ上げていけるようにしたいと考えています。値段だけでは選びません。

○委員

ぜひジェンダーチェックをしてください。

○委員長

ジェンダーのことを全く分かっていないコンサルもあります。そういう業者に任せると、チェックが大変です。会社選定の際は、ジェンダーを理解できているかという視点でお願いします。

○委員

ヒアリングをきっちりしてくれるコンサルティング会社にしてほしいと思います。

○事務局

コンサルティング会社導入の目的は、仕事量の減量や、職員が企画を考える時間をつくるためです。編集やデータ整理、印刷、デザインという市の職員があまり得意ではない分野を外注に出しますが、メインの部分は職員がやります。

○委員長

その辺はぜひお願いします。

○委員

本当に必要なことをお願いすることにしないと、うまくいかない。かえってチェックする仕事が増え

ることになると思います。

○委員長

ジェンダーのことをよく理解している会社をお願いしたいと思います。

○委員

これまでの計画は、他の部局の計画まで詳しく載っていましたが、そこをスリム化すると、小さな冊子にしても使い道があっていいと思います。

○委員長

たしかに老人クラブの助成の話は男女共同参画の計画に載せる必要はないと思います。いろいろな施策が絡み合っていることを最初を書くといいと思います。

○事務局

男女共同参画に関係のない計画はありません。そこを細かく書くことをやめようというのが今回の趣旨です。すべきことを明確にして策定します。

○委員長

貸館業務の定義は非常に重要です。重点的にどのようなことをするのか理念があると計画を立てやすいと思います。例えば、若い人に向けて貸館業務をすれば、ウェーブに足を踏み入れるということで、それ自体が啓発になるという考え方もあります。計画策定と併せて、貸館業務を整理するにあたってもそういった点を踏まえて重点化を図るとよいと思います。

○委員

施設の活用は行財政改革の一環で出てきたのですか。

○事務局

今、行っている業務を精査したところ、男女共同参画に直接関係のない業務が多いということが分かりました。

○委員

何がきっかけになったのか教えてください。

○事務局

行財政改革の流れの中での施設の有効利用が目的です。ただ、少しおかしな方向に行きかけていると感じています。施設の量だけ見て、多いところを減らし、少ないところを増やすという数量的な議論が多くありました。各施設には目的や過去の歴史、経緯があって、それを無視して整理するのはよくありません。行財政改革の観点で、稼働率ばかりに注目すると、その施設を活用しているコミュニティまで潰してしまう可能性があります。稼働率の低い施設をもっと有効に活用するにはどうしたらいいという

議論がされていませんでしたので、そういう視点も含めて議論をしています。

○委員長

本日の審議事項は以上で終了です。

○事務局

男女共同参画委員の任期は平成29年5月31日までです。改選の時期を迎えます。条例上は次の2年間も再任は可能です。市民公募の委員は当該任期限りとなります。次の任期の2年間は、プランの改定作業があり、委員の皆さんのご意見をいただく機会があります。今までの2年間よりはお願いすることが増える見込んでいます。来期以降の事については、個別に相談させていただきます。次の任期のご都合が悪い場合は、後任の方について相談させていただきます場合もあります。

本日の委員会の議事録を作成し、皆さまにご確認いただきます。本日いただきました意見は、評価コメント、今後の方向性のところに書き加えて、最終的に調整し、ご確認いただいた上で、庁内の各関係課、庁内の局長級の男女共同参画会議での報告を経て、市のホームページにて公開予定です。

以上です。

(終了)